



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

マツダスタジアムで暑気払い

山下江法律事務所は、去る7月1日、マツダスタジアムでの広島カーブ対ヤクルトスワローズ戦で暑気払いを開催しました。バーベキューを楽しみながら野球観戦ができる「びっくりテラス」に、所員とその家族が集結。暑い中、汗だくになりながら、おなか一杯食べ、熱く応援しました。残念ながらカーブは負けましたが、所員は英気を養い日々仕事に励んでいます。



7月1日 カーブ×スワローズ7回裏

当日の様子は☞山下江のブログ「なやみよまるく」>7/2「マツダスタジアムで暑気払い」

弁護士 ON・OFF 第8回

弁護士 片島 由賀



声を発するとジャイアンリサイタル(声が出てないので、ジャイアン以下?とも)、楽器と言えバリコーダーくらいしか出来ない私は、音楽と言えぱら聴く方です。

少し前になりますが、ピアノリサイタルに行きました。これは音楽大学のセミナーの一貫として行われたのですが、演奏者がジュネーブ国際音楽コンクールに優勝されたばかりで、広島出身の荻原麻未さんの演奏ということもあり、行ってきました。曲目は展示会の絵、ラヴェルの曲など数曲で、荻原さんの師匠であるジャック・ルヴィエ氏と、やはりルヴィエ氏の弟子である志鷹美紗さんの師弟の連弾もありました。

このリサイタルはちょうど3月11日に東日本大

震災があった1週間後くらいでしたので、私の中ではなんとなく重苦しい気持ちになっていました。しかし荻原さんたちのペダルをも使い、全身での迫力ある演奏に圧倒され、まさに癒しの音楽という感じでした。私はステージを正面に見て少し右側の席でしたが、連弾の際もそれぞれが交互に座り、ピアノを弾く手元もよく見えて、楽しめるリサイタルでした。

私達の仕事は普段、人の機微に触れる仕事ということもあり、感性を鋭くしておかなければいけないところがあると思います。広島では街角コンサートとか、デパートでの演奏など身近に音楽を楽しむ機会があるので、そういった機会に音楽を楽しむことで、豊かな心を持ち、音楽のようにはいかないとは思いますが、癒しの場をも提供できればと考えています。



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第8回

契約と損害賠償請求(1)

会社のトラブルの主要なものは、当方から相手方に対し損害賠償請求を行う、あるいは、その逆の場合です。そこで、今回から何回かに渡って、損害賠償請求が契約締結との関係でどのような法的根拠により発生するのかを説明していきます。

1 契約の不成立

当事者の合意が得られず契約不成立の場合は、当事者が契約上の責任を問われることはありません。しかし、契約締結の準備段階において過失があり、結局契約締結に到らなかったときにも、契約準備段階における信義則を理由として損害賠償責任を負う場合があります。

例えば、Aが契約締結の準備のために調査費用を支出したが、Bが調査日に協力しなかったため、契約も締結されなかった場合、BはAに対して調査費用相当額の損害賠償責任を負います。

2 契約締結上の過失

過失によって無効な契約を締結した者は、相手方がその契約を有効なものとして誤信したことによって被る損害を賠償する責任があるとされています。

例えば、借地上の建物の売買契約が締結されたが、売主が借地権譲渡に関する地主の承諾が得られず履行不能となり、後で契約が解除された場合です。

売主には、借地権譲渡に関する地主の承諾に関し調査、確認する義務があります。にもか

わらず、それを怠ったという過失があるので、その責任を負うことになります。

契約締結上の過失が成立する要件は以下のとおりです。



①締結された契約の内容が客観的に不能であるため、その契約が無効である。

②給付をなそうとした者が、その不能なことを過失によって知らなかった。

③相手方が不能であることに付き善意(無過失)である。なお、ここでいう「善意」とは知らなかったという意味です。

この場合の損害賠償の範囲ですが、「信託利益」=無効な契約を有効であると信じたために生じた、信託した者の利益=に限られます。

ちなみに、「信託利益」の対語に「履行利益」という概念がありますが、これは、契約が有効でありそれが完全に履行されていたら債権者が受けた利益のことです。

先の借地上の建物売買の例では、信託利益は同売買にかかった印紙代や不動産屋手数料などですが、履行利益は建物の転売予定があった場合はその転売利益も含まれることとなります。

3 契約の無効・取消

無効。当初から当然に契約の効力のないことです。具体的には以下の場合があります。



ア 意志能力なし 行為によって自分の権利義務が変動するという結果を弁識するに足るだけの精神能力がない場合です。

イ 公序良俗違反 賭博契約や愛人契約などです。

ウ 通謀虚偽表示 相手方と通じてした虚の意思表示です。例えば、債権者の差押を逃れるために仮装売買により財産を他人に移転する場合はこれ。

エ 錯誤 表示に対応する意志が欠缺し、しかも意志の欠缺につき表意者の認識が欠けていることです。例えば、A土地を買おうとしてB

土地の売買契約を締結した場合です。

ただし、「動機の錯誤」の場合には、その動機が重要であり（「要素の錯誤」という）、無効と言えるためには、その動機が表示されていなくてはなりません。例えば、工場を建てるためにA土地の売買契約を締結したが、A土地は市街化調整区域だった場合です。錯誤無効のためには、工場用地に使うことを契約締結に当たり表示していることが必要なのです。

なお、表意者に「重大な過失」があれば、錯誤無効を主張できませんので注意が必要です。

事務局コラム 第8回 「2011年の‘初’」

K. A

今年も3分の2を過ぎ、振り返ってみると様々な‘初’がありましたので、一部ご紹介させていただきます。

理想の体型作りと心身共に健全であるためにジムでの筋トレやヨガ、予ねてから念願だったゴルフも習い始めました。コースデビューに備えて練習に励んでいます、まともにプレーできるまでには時間がかかりそうです。

不運な出来事では交通事故の被害に遭いました。車対車の軽い物損事故でしたが、思い入れのある愛車なので非常にショックでしたし、部品が簡単に手に入らない物もあるので、場合によっては修理代が高額になり維持していけなくなる可能性も考えると不安と憤りでいっぱいでした。幸いにも法律事務所に勤務しているので、事故直後に当事務所の弁護士に相談。そのおかげで気持ちも落ち着き保険会社との交渉もスムーズに行え、結果として満足のいく解決方法がとれました。

そして最後に、グアムで体験したスカイダイビングですが、当初は一番低空からのダイブ予定でしたが、せっかくの機会なので最高の4200mからを選択。飛行機に乗るのが大好きなので上空までの飛行中も絶景を楽しみつつテンションが上がる一方で、恐怖感や緊張感は全く無く、怖いと思ったのは飛び出しのほんの1秒でした。後は楽しさと爽快感で何とも言えない体験でしたので、少しでも興味のある方は是非一度体験されることをお勧めします。



絶景!!



法律事情なう

◆中国地区物流経営フォーラム

去る7月21日、中国AD倶楽部主催の中国地区物流経営フォーラムで、当事務所所長の山下江が「物流企業の経営トップが知っておくべき、今旬な労務対策事例」について講演を行いました。詳細はブログにもアップしています。☞山下江のブログ「なやみよまるく」>7/24「『ムソー』トラック事故を考える」

◆弁護士コラム好評連載中

中国新聞社運営の専門家紹介サイト「マイベストプロ広島」に登録されている山下江のコラムで、「弁護士コラム」の連載を開始しました。当事務所の弁護士全員が順番に隔週金曜日、身近な法律問題を解説しております。「山下江 弁護士コラム」でご検索ください！当事務所サイトの「弁護士紹介」ページにもリンクがあります。

◆企業法務セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、年3回、1、5、9月の第4週に2時間の企業法務セミナーを八丁堀シャンテにて18:30より開催します。

・第3回:9月27日(火) 講師 弁護士 山下江 「中小企業と独占禁止法」

中小企業には無関係と思われがちな独占禁止法で会社を守る方法をお伝えします。

日 時:9月27日(火)18:30~20:30

会 場:八丁堀シャンテ(広島市中区上八丁堀 8-28)

受講料:顧問会社様 無料(複数名可)

一般 1名様につき 5,000円

☞詳細、お申込み方法は、同封のチラシもしくは当事務所ホームページ(トップ>お知らせ>企業法務セミナー情報)をご参照ください。

・第4回:1月26日(木) 講師 弁護士 柴橋修 「民事介入暴力への対応」

・第5回:5月24日(木) 講師 弁護士 山下江 「役に立つ債権回収の法律実務」

◆広島経済活性化推進倶楽部交流会のご案内

NPO法人広島経済活性化推進倶楽部(略称KKC、理事長山下江)が、第16回起業家・投資家・専門家「お見合い」交流会を10月15日(土)に開催いたします。詳しくは同封のチラシをご参照ください。

◆飲食店街活性化イベント「ひろコン！」に協賛

宇都宮や横浜など全国各地で実績のある飲食店街活性化イベント「街コン」の広島版「ひろコン！」が9月10日に開催されます。当事務所では、広島中心街の活性化を応援するべくこのイベントに協賛しています。詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>8/11「ひろコン！」

◆24時間テレビ34「愛は地球を救う」に協賛

去る8月20~21日に放映された日本テレビの24時間テレビ34「愛は地球を救う」に協賛しました。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間: 平日 9時~18時

TEL: 0570-008450 / FAX: 0570-008455

電話受付: 平日 9時~20時, 土曜 10時~17時

相談時間: 月曜 9時~21時(夜間相談有り), 火曜~金曜 9時~18時, 土曜 10時~17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL: info@law-yamashita.com メール受付: 年中無休24時間対応